

# 松山市特定教育・保育施設等確認指導監査実施要綱

制定 平成29年6月20日

改正 平成30年3月23日

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づき実施する確認指導監査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 確認指導 法第14条第1項の規定による指導をいう。
- (2) 確認監査 法第38条から第40条まで及び第50条から第52条までの規定による監査をいう。
- (3) 確認指導監査 確認指導及び確認監査をいう。
- (4) 特定教育・保育施設等 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。
- (5) 施設設置者等 特定教育・保育施設等の設置者をいう。
- (6) 施設型給付費等 法第27条から第30条までの規定により支給される給付費をいう。
- (7) 確認基準 松山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第50号）及び松山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例施行規則（平成26年規則第63号）の規定による基準をいう。
- (8) 指導指針 特定教育・保育施設等指導指針（平成27年12月7日府子本第390号・27文科初第135号・雇児発1207第2号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知（以下「国通知」という。）別添1）をいう。
- (9) 監査指針 特定教育・保育施設等監査指針（国通知別添2）をいう。

(確認指導監査の対象)

第3条 確認指導監査は、特定教育・保育施設等を対象に実施するものとする。

(確認指導監査の方針等)

第4条 確認指導監査は、法に基づく特定教育・保育施設等の確認及び施設型給付費等の支給に関する業務が適正かつ円滑に行われるとともに、特定教育・保育施設等における事業が法令等に基づき適正に実施されることを目的として、指導指針及び監査指針に沿って実施する。

2 市長は、確認指導監査を適切に実施するため、指導指針及び監査指針を踏まえ、当該年度の前年度の確認指導結果における問題点等を勘案して、当該年度の重点事項等を記載した年間確認指導監査実施計画を定めるものとする。

3 市長は、特定教育・保育施設等の施設設置者等に対して、国通知、指導指針及び監査指針その他この要綱の運用上必要な資料及び情報を提供するものとする。

(確認指導監査の体制)

第5条 確認指導監査を行うに当たっては、保育・幼稚園課及び関係課等の職員2名以上をもって指導監査班を編成するものとし、当該職員のうち1名は原則として主査以上の職にある職員とする。

2 前項の規定による指導監査班の編成は、特定教育・保育施設等の規模、組織運営基盤の確立状況及び前回の監査結果等を勘案し、適切に行うものとする。

(確認指導の種類)

第6条 確認指導の種類は、集団指導と実地指導で構成する。

(集団指導)

第7条 集団指導は、施設設置者等を一定の場所に集めて講習等を行う方法により実施する。

2 市長は、集団指導を実施するときは、実施日時、実施場所、予定する指導内容等を文書により通知する。

3 市長は、前項の規定による通知を受けた施設設置者等がやむを得ない事情により集団指導に欠席したときは、当日の資料を送付する等により、必要な情報提供に努めるとともに、次回の集団指導に参加するよう指導するものとする。

(実地指導)

第8条 実地指導は、全ての特定教育・保育施設等を対象に、定期的かつ計画的に、質問、立入り、検査、各種指導等を行う方法により実施する。

2 市長は、実地指導を実施するときは、実施期日の1月前までに施設設置者等に対し、実施期日、実施場所、実地指導を実施する職員(次項及び次条において「指導担当職員

」という。)、準備すべき書類その他必要な事項を文書で通知する。この場合において、市長は、指導を効率的に実施するため、施設設置者等に対して事前に準備すべき書類を提出するよう求めることができる。

3 指導担当職員は、実地指導に際しては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 実地指導の対象となる項目は、おおむね別表に定めるとおりとする。ただし、幼稚園及び幼稚園型認定こども園において、これらの施設の認可を行う者が監査する項目と重複しているときは、当該項目は省略する。

5 市長は、実地指導を実施するに当たっては、松山市社会福祉法人・社会福祉施設指導監査実施要綱（平成29年6月20日制定）、松山市家庭的保育事業等指導監査実施要綱（平成29年6月20日制定）及び松山市地域保育所指導監督実施要綱（平成29年6月20日制定）に基づく施設等監査と同時に実施するよう努めるものとする。

6 市長は、法第27条又は第28条の規定による施設型給付費の支給を受ける幼稚園及び幼稚園型認定こども園の実地指導を実施するに当たっては、これらの施設の認可を行う者と連携して実施するよう努めるものとする。

（実地指導結果の通知等）

第9条 指導担当職員は、実地指導を実施したときは、実施場所等において、実地指導の結果について施設設置者等に対して講評を行う。

2 市長は、実地指導の結果、是正又は改善を要すると認められた事項（軽微なものを除く。）があるときは、その内容及び改善方法を文書により、速やかに、特定教育・保育施設等の長に対して通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による通知事項に対する是正又は改善の状況について、期限を付して報告を求めるものとする。

4 市長は、前項の規定による是正又は改善の報告が期限を過ぎてもされないとき又は報告の内容が不十分と認めるときには、必要に応じて指導担当職員を派遣し、その状況を確認するものとする。

（確認監査への変更）

第10条 実地指導中に次の各号のいずれかに該当する状況を確認した場合は、直ちに確認監査を行うこととする。

(1) 著しい運営基準違反が確認され、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学

前子どもの生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがある場合。

(2) 施設型給付費等の請求に不正又は著しく不当な行為がある場合。

(確認監査)

第11条 確認監査は、特定教育・保育施設等において、法第39条、第40条、第51条及び第52条までに定める行政上の措置に相当する違反の疑い（以下「違反疑義」という。）があると認められる場合又は施設型給付費等の請求に不正若しくは著しく不当な行為（以下「不正請求等」という。）がある場合であって、次の各号に定める情報を踏まえて特に必要があると認めるときに実施するものとする。

(1) 要確認情報

ア 通報・苦情・相談等に基づく情報（具体的な違反疑義若しくは不正請求等が把握でき、又は違反が疑われる蓋然性がある場合に限る。）

イ 施設型給付費等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者に係る情報

(2) 実地指導において確認した情報

実地指導を行った際に特定教育・保育施設等について確認した違反疑義又は不正請求等に関する情報

(3) 重大事故に関する情報

死亡事故等の重大事故の発生又は児童の生命・心身・財産への重大な被害が生じるおそれに関する情報

(4) 意図的な隠蔽等の悪質な不正が疑われる情報

2 確認監査は、法第38条及び第50条に基づき、特定教育・保育施設等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は確認監査を実施する職員が関係者に対して質問し、若しくは特定教育・保育施設等その他特定教育・保育施設等の運営に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行う方法により実施する。

(確認監査結果の通知等)

第12条 市長は、確認監査の結果、法に定める行政上の措置に至らない事項について改善を要すると認めるときは、施設設置者等に対して、その内容を文書により通知するとともに、必要に応じ、当該通知した事項に係る改善報告書の提出を求めるものとする。

(勧告、命令等)

第13条 市長は、確認指導監査の結果、施設設置者等が法第39条第1項及び第51条

第1項に規定する場合に該当すると認めるときは、当該施設設置者等に対し、文書により、これらの規定による勧告をするものとする。この場合において、市長は当該施設設置者等に対し、期限を付して、改善報告書を提出するよう求めることができるものとする。

2 市長は、前項に規定する勧告をした場合において、当該勧告を受けた施設設置者等が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該施設設置者等に対し、文書により、法第39条第4項又は第51条第3項の規定による命令をすることができる。この場合において、市長は、当該施設設置者等に対し、期限を付して、改善報告書を提出するよう求め、その旨を公示するものとする。

(確認の取消し等)

第14条 市長は、確認指導監査の結果、特定教育・保育施設等に関し、法第40条第1項及び第52条第1項に規定する場合に該当する事項があると認めるときは、これらの規定により、当該特定教育・保育施設等に係る確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

2 市長は、前項に規定する確認の取消し又は効力停止（以下「確認の取消し等」という。）をしたときは、その旨を公示する。

(聴聞及び弁明の機会の付与)

第15条 市長は、前2条に規定する命令及び確認の取消し等をしようとするときは、あらかじめ、これらの処分の名宛人となるべき者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。

(不正利得の徴収)

第16条 市長は、第13条及び第14条に規定する勧告、命令及び確認の取消し等をした場合において、当該勧告、命令及び取消し等の基礎となった事実が法第12条第1項に定める偽りその他不正の手段に該当すると認めるときは、同項の規定に基づき、施設型給付費等の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項に規定する場合において、同項の規定による不正利得の徴収が命令又は確認の取消し等をした特定教育・保育施設等に係るものであるときは、市長は、法第12条第2項の規定に基づき、当該特定教育・保育施設等から、その支払った額につき返還させるべき額を徴収するほか、その返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額を徴収することができるものとする。

(情報提供)

第17条 市長は、特定教育・保育施設等によって提供される教育・保育の質の向上及びその利用者の保護に資するため、法令により非公開とされている情報を除き、確認指導監査に関する情報を提供するよう努めるものとする。

2 市長は、確認指導監査を実施したときは、県知事に対して、集団指導の概要、実地指導結果の通知、是正又は改善の報告の概要、確認監査結果の通知、勧告、命令及び確認の取消し等、不正利得の徴収の内容並びに改善報告書の概要について情報提供を行う。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年6月20日から施行する。

付 則

この要綱は、改正の日から施行する。

別表（第8条関係）

種 別	項 目
特定教育・保育施設等の運営に係る実地指導	(1) 利用定員 (2) 内容及び手続の説明及び同意 (3) あっせん，調整及び要請に関する協力 (4) 小学校等との連携 (5) 特定教育・保育施設の取扱方針，評価等 (6) 運営規程，苦情解決 (7) 地域との連携等 (8) 事故発生の防止及び発生時の対応 (9) 会計の区分 (10) 記録の整備
施設型給付費等に係る実地指導	(1) 地域区分，定員区分，認定区分，年齢区分，保育必要量区分 (2) 基本分単価 (3) 各種加算事項